

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 申請のあった年月日
平成29年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人kurasu

- 3 代表者の氏名
澤田雄介

- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大館市十二所字町頭49番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行うとともに、住民の福祉ニーズに柔軟に対応し、制度にないサービスの提供や開発に積極的に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを支援し、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
 - (1) 第5条（事業）
 - (2) 第15条（任期等）
 - (3) 第24条（招集）
 - (4) 第28条（表決権等）
 - (5) 第33条（招集）
 - (6) 第36条（表決権等）